

平成 2 9 年第 6 回教育委員会

## 臨時会議事録

平成 2 9 年 1 1 月 1 0 日

東久留米市教育委員会

平成29年第6回教育委員会臨時会

平成29年11月10日午後零時03分開会

市立中央図書館 視聴覚ホール

議題 (1) 諸報告

①東久留米市いじめ防止対策推進基本方針の改定案について

---

出席者 (4人)

|                   |         |
|-------------------|---------|
| 教 育 長             | 直 原 裕   |
| 委 員<br>(教育長職務代理者) | 尾 関 謙一郎 |
| 委 員               | 宮 下 英 雄 |
| 委 員               | 細 川 雅 代 |

欠席者 (1人)

|     |         |
|-----|---------|
| 委 員 | 細 田 初 雄 |
|-----|---------|

---

東久留米市教育委員会会議規則第13条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

|             |         |
|-------------|---------|
| 教 育 部 長     | 師 岡 範 昭 |
| 指 導 室 長     | 宍 戸 敏 和 |
| 教 育 総 務 課 長 | 小 堀 高 広 |
| 学 務 課 長     | 島 崎 修   |
| 生 涯 学 習 課 長 | 市 澤 信 明 |
| 図 書 館 長     | 岡 野 知 子 |
| 主幹・統括指導主事   | 荒 井 友 香 |

※生涯学習課長 欠席

---

事務局職員出席者

|         |         |
|---------|---------|
| 庶 務 係 長 | 鳥 越 富 貴 |
|---------|---------|

---

傍聴者 2人

### ◎開会及び開議の宣告

(開会 午後零時03分)

- 直原教育長 これより平成29年第6回教育委員会臨時会を開会します。本日は細田委員が欠席です。

---

### ◎議事録署名委員の指名

- 直原教育長 本日の議事録の署名は細川委員をお願いします。
- 細川教育委員 はい。

---

### ◎傍聴の許可

- 直原教育長 傍聴の許可に入ります。傍聴の方はいらっしゃいますか。
- 鳥越係長 いらっしゃいます。

(傍聴者入室)

- 直原教育長 傍聴の方にお知らせします。お配りしている資料については、ご入用の場合はお持ち帰りいただけます。

---

### ◎議事録の承認

- 直原教育長 議事録の承認に入ります。10月13日に開催した第5回臨時会の議事録についてご確認をいただきました。特に修正の連絡はありませんでしたがよろしいでしょうか。  
(「はい」の声あり)

異議なしと認め、議事録は承認されました。

---

### ◎諸報告

- 直原教育長 諸報告に入ります。「①東久留米市いじめ防止対策推進基本方針の改定案」について、指導室長から説明をお願いします。
- 穴戸指導室長 9月1日の本教育委員会において報告していました「東久留米市いじめ防止対策推進基本方針」の改定案がまとまりましたので、改定の経緯、今後のスケジュールなどについて併せて報告します。詳細については統括指導主事から説明します。
- 荒井統括指導主事 お手元の資料4点を使いまして説明します。初めに「いじめ防止対策基本方針改定までの経緯」をご覧ください。国・都・本市のいじめ防止に向けた条例や方針の策定などの経緯をまとめました。9月の教育委員会での説明と重なる部分がありますが、ご了承ください。国の「いじめ防止対策推進法」が平成25年9月に施行され、翌10月に「いじめの防止のための基本方針」が決定されました。これを受けて、都では「いじめ防止対策推進条例」「いじめの防止対策推進基本方針」「いじめ総合対策」を平成26年7月に施行、策定しています。本市でもこれを受け、「いじめ防止対策推進条例」を平成26年12月に施行し、次いで、「いじめ防止対策推進基本方針」を平成27年1月に策定しました。しかしながら、その後も全国各地でいじめによる重大事態が発生しています。そこで、都では「いじめ総合対策【第2次】」を平成29年2月に策定し、また、国でも「いじめの防止のための基本方針」を平成29年3月に改定しました

そこで、本市においては国や東京都のこうした動きを踏まえ、改めて国の基本方針を参照

し、地域及び学校の実情に応じたに「東久留米市いじめ防止対策推進基本方針」の見直しを行うことにより、いじめ問題への取り組みの一層の強化を図る必要性があると考え、「いじめ問題対策委員会」を開催し、改定の検討を行ってきたところです。

1枚おめくりいただき「いじめ防止対策推進基本方針改定の取組スケジュール」をご覧ください。ただいま申し上げました「いじめ問題対策委員会」を8月29日に開催し、9月1日に本教育委員会にて素案を報告し、スケジュールを提示しました。その後、9月15日に小・中学校の「健全育成校長会」にてそれぞれ検討し、9月21日に「いじめ問題対策連絡協議会」を開催したところです。10月に入りまして、こちらの表にはありませんが、教育委員会と校長との「意見交換会」を10月2日、4日の2回にわたり実施しています。10月24日には市役所内にて各中学校の代表生徒による「いじめ問題に関する中学生座談会」を行いました。本会の様子は次の「教育委員会だより」に掲載される予定です。

これらの内容を受けて素案をさらに整理し、まとめたものが今回説明します改定案になります。現在、各中学校に対し改定案の一部について、生徒会活動を中心に生徒に検討させるよう依頼し、併せて、教員及び学校評議員による検討を依頼しているところです。また、今後、予定では12月15日からパブリックコメントを実施し、意見をさらに整理し、改定をまとめていきたいと思っています。

では、さらに1枚おめくりいただきまして改定案をご覧ください。素案に対し、この間、さまざまなご意見をいただきました。それを受けて変更した点を中心に説明します。大きく3点です。1ページ目をご覧ください。「第1 基本方針策定の意義」の文中、「重大事態」の部分に※下線となっています。重大事態の定義を明らかにするために注釈を加えることとしました。1ページ目の下段に「いじめ防止対策推進法」の第二十八条を掲載したということです。次に3ページ目をご覧ください。中ほどにありますこの部分になりますが、「特に配慮を要する児童・生徒」の例示の中に「日本語指導が必要な外国人児童・生徒等」を加えました。7ページ目をご覧ください。「保護者との連携」を加筆しました。これは本市の「いじめ防止対策推進条例」との整合を図り、保護者に求める内容をまとめたものです。9月1日に説明しました素案からのさらなる変更点は以上です。

最後に、「いじめ事例を基にした課題整理」の写しを添付しました。以前お配りしたものと同一内容ですが、今回の改定の経緯に大きく関わる資料であることから改めて配付したものです。説明は以上です。

○直原教育長 素案については9月1日の教育委員会に報告していますが、その後、校長会やさまざまところで議論を重ね、さらに修正を加えてパブリックコメントに付す改定案としてまとまりましたので、今日報告したものです。ご質問等いかがでしょうか。

学校での検討状況などについて、もう少し詳しく説明していただけますか。

○荒井統括指導主事 各学校の学校評議員委員会などの機会を通じて資料を配付し、校長からの説明後に評議員の皆さんからの意見をいただく場を設けています。既に検討した学校も数校ありますが、この後もまだ引き続き各校で検討を進めていきます。また、教員同士でも本改定案を見て、自分たちが学校現場でどのような取り組みをしているかを振り返りつつ、内容の読み込みをしていると聞いています。また、先日は生活指導主任会で担当校長から本案を提示し、第1の項目から順番に読み上げて意見交換をしたという報告も受けています。

○尾関教育委員 7ページの「保護者との連携」というところが改定のゴチックでも書かれて

います。具体的にはパブリックコメントなどを通じて保護者から意見を聞くとか、あるいはこういうふうになるという前段部分の情報提供など、保護者との関連はどのようになるのでしょうか。

○荒井統括指導主事 この点の説明が不十分でした。各学校からは保護者に対してもこの後、パブリックコメントの実施や、この方針案を案内して十分読み込んでいただきご意見をいただきたいということで、学校を通じて呼びかけを行う予定になっています。

○尾関教育委員 そういうことを通じて、いじめ問題に対しては教育委員会あるいは学校としても取り組んでいることを保護者にも知らせる、認知させるということに非常に良い機会だと思いますので、積極的にお願いします。

○宮下教育委員 3ページのイ「『いじめは絶対に許されない』という雰囲気为学校全体への醸成」と書いてあるところですが、これはすごいことだと思うのです。だけれども東久留米市は良くはない。というのは資料の生活習慣の4点目に「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思いますか」ということのポイントが低いのです。小学校では1.3、中学校では8.8ポイントほど東京都全体よりも低い。ということは学校全体で意識を醸成するものの何か足りないのではないだろうかと思うのです。データが出ていますからこれを強調して、どこかで話をしていった方がよろしいかと思います。『いじめは絶対に許されない』というまさにその通りなのですが、その通りになっていない。東京都全体よりも低いということは問題点があると思いますので、考えていかなければいけないと感じます。

もう一つ伺います。4ページのウに「物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が3カ月以上継続し」とあります。この「3カ月」をどのように解釈するのか。例えば、「いじめ事例を基にした課題整理」の中の1番目の、福島第1原発事故で自主避難した子どもが小学校からいじめられていた。中学校に移ったら、またさらに大きないじめに遭って、150万円もの遊興費を払わせられたということがありました。ということは、卒業してからもきちんと私たちは見守っていかなければいけないのではないだろうか。卒業しても進級しても、そのデータを次のところに引継ぎ、両者が情報交換できるようなシステムが必要だと思います。横浜の事例を見てそんなことを感じました。その子どもは毎日毎日大変だったのだろう。小学校を卒業して中学校でまたさらにいじめられ続けたのですから。解消するまで支えるには私たちの相当な努力も必要だと思いますので、そこについても学校に周知していただければありがたいと思います。

○細川教育委員 「いじめ」は、私たちも含め市全体で、学校、保護者、地域全体がいろいろな方法で考えていかなければなりません。この先も休むことなく目を見張っていかなくてはならないと思います。

○直原教育長 よろしいでしょうか。それでは本件については今後まだまだ学校現場でそういう取り組みを継続中ですけれども、12月にはパブリックコメントを実施することにします。ほかに案件はありますか。

○宍戸指導室長 指導室から訂正の報告が1件あります。A3版の「平成29年度全国学力・学習状況調査及び市学力調査の結果について【小学校】」「平成29年度全国学力・学習状況調査及び市学力調査の結果について【中学校】」、左肩に「訂正」を入れたものを配付しています。10月30日の教育委員会に出した資料に一部訂正がありましたので、改めてお配りしたものです。学力の定着状況についての正答数分布のグラフに一部誤りがありました

ので、そこの修正をかけております。併せて、全国平均との比較ではなく東京都平均との比較という形に修正しました。さらに、右の表が平均正答率であったものを、平均正答数の表に修正しましたので差し替えをお願いします。

○細川教育委員 11月2日に細田委員と事務局と、東京都市町村教育委員会連合会第1ブロックの研修会に参加してきました。開催市はあきる野市教育委員会で、あきる野市教育委員会の私市教育長からご挨拶がありました。研修講師は多摩教育事務所の相原指導課長で、「小学校英語の教科化」という議題で講演がありました。

要点は、われわれ世代の英語は中学1年生の時に Jack is a boy. Betty is a girl. 「ジャックは男の子です」「ベティは女の子です」というようなことから始まったと思う。しかしこれからはグローバル化社会となり、外国人とのコミュニケーションがとれる力が求められてくる。文部科学省の調べでは小学校5、6年生では英語が好きだという調査結果も出ている。新しい指導要領では3、4年生から外国語活動をはじめ、外国語を聞くこと、話すことの言語活動、そして5、6年生では読むこと、書くことに慣れ親しんでいく。実際のコミュニケーションにおいて活用できる基礎的な技能を身に付けて、英語に慣れ親しませていく、というものでした。実際に、私たちも生徒になって授業のようなものを受け、とても楽しかったです。

昼食は秋川溪谷の体験研修センターのしろやまテラスでとりました。東久留米で言うと、滝山小学校のような、閉校した学校を改築した施設です。職員室が「職飲室」となっていて「いん」という字は「飲む」という字が充てられていました。そこが食堂で、美味しい給食をいただきました。午後は施設の見学をしました。「しろやまテラス」は半分がオリンピックに対応できる宿泊施設になっています。一つの教室を二つの部屋に区切り、両端に畳張りの二段ベッドを置いてありました。オリンピックの時には外国人も泊まれるように、長さを2mとってあり、広々とゆったりしたベッドでした。大きなフロアも全て畳張りになっていて、昔ながらの枕投げもできるほどの大広間でした。この施設は29年4月からオープンしたばかりで、とてもきれいな所でした。しろやまテラスの半分は指定管理による宿泊施設ですが、半分は市が直営で運営しているジオパークでした。あきる野市の天然記念物である岩石が展示されていて、博物館になっていました。このほか、他の教育委員さんたちと話す機会もありましたが、第一ブロックの地理的なことから、廃校のことなども話題になりました。

---

### ◎閉会の宣告

○直原教育長 以上をもちまして平成29年第6回教育委員会臨時会を閉会します。

(閉会 午後零時25分)

東久留米市教育委員会会議規則第28条の規定により、ここに署名する。

平成29年12月27日

教育長 直原 裕（自 署）

署名委員 尾関 謙一郎（自 署）

※署名委員の変更がありました。